

法令および定款に基づく インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項 業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

株式会社イトーキ

第72回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書および連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.itoki.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

2020年6月29日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(1)	割当日	2020年7月15日
(2)	新株予約権の総数	113,771個
(3)	新株予約権の発行価額	総額 45,280,858円（本新株予約権1個当たり398円）
(4)	当該発行による潜在株式数	11,377,100株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は361円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、11,377,100株です。
(5)	調達資金の額	4,596,120,858円（差引手取概算額：4,581,120,858円）※1 （内訳） 本新株予約権発行分 45,280,858円 本新株予約権行使分 4,550,840,000円
(6)	行使価額	当初行使価額 400円 ※2 2021年1月22日及び2022年1月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、361円とする。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8)	割当先	投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 70,072個 InfleXion Ⅱ Cayman, L.P. 25,689個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合87号 18,010個

(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号、InfleXionⅡ Cayman, L.P.及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合87号(以下、個別に又は総称して「割当先」といいます。)との間で、2020年6月29日付で、本新株予約権に係る引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しております。本引受契約において、以下の内容が定められております。</p> <p>(i) 本新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である。</p> <p>(ii) 割当先は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける当社の株式を、当社の事前の書面による同意なく、取引所金融商品市場外取引(但し、公開買付けに対する応募及び私設取引システムにおける取引その他相手方を特定できない取引を除く。)において当社の一定の競業他社及び過去2年間に株主提案権の行使、反対意見の表明、質問状の送付により上場会社の事業運営、経営方針等につき実質的な主張を行ったことのある株主に譲渡することができない。</p> <p>(iii) 割当先は、2020年7月22日から2022年1月22日までの期間は、本新株予約権を行使しない。</p> <p>(iv) (iii)にかかわらず、①当社の単体又は連結の通期又は四半期の損益計算書に記載される営業損益が3連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクロージング日において満たされていなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反(軽微な違反を除く。)した場合には、割当先は、(iii)の期間中においても本新株予約権を行使できる。</p> <p>(v) 当社は、本割当日から2025年7月22日又は割当先の当社に対する株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が2%を下回ることとなった日のいずれか早い日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分(当社の役職員を割当先とするストック・オプションの発行を除く。)してはならず、また、本割当日から2025年7月22日又は割当先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分(当社の役職員を割当先とするストック・オプション及び譲渡制限付株式の発行を除く。以下、本項において同じ。)しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分する。</p>
---------	--

(9) その他	<p>(vi) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。</p> <p>(vii) 当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる場合、並びに本新株予約権の発行後、①東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の60%（但し、1円未満は切り捨て。）を下回った場合、②いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、本割当日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の20%を下回った場合、③割当先が本新株予約権の行使期間満了の2ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合、又は④東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。</p>
---------	--

- ※1. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
- ※2. 2021年1月22日において行使価額を361円に修正しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日並びに2018年4月24日に改定を行っており、下記は最新（2018年4月24日一部改定）の決議の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を代表取締役が必要と認めた場合に、適宜開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会等でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスチームを設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンスチームは、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。

- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。
- ⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**
- 「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。
- ⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。
- ⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。
- ⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めたときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

⑬ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑭ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

⑮ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びにコンプライアンス違反事案及び内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的を実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において3回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において1回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗及び予算の進捗の報告を行っております。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社の社長がコンプライアンス委員会に出席しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	5,294	9,628	28,950	△182	43,691
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△586		△586
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,166		1,166
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		3		21	24
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減		6			6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	9	579	21	610
当 期 末 残 高	5,294	9,638	29,530	△161	44,301

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	473	△89	△308	75	45	377	44,189
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△586
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,166
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							24
非支配株主との取引による 資本剰余金の増減							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△69	271	305	507	－	△231	275
連結会計年度中の変動額合計	△69	271	305	507	－	△231	886
当 期 末 残 高	403	182	△2	583	45	145	45,076

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35社

主要な連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)
富士リビング工業(株)
(株)イトーキマーケットスペース
(株)イトーキエンジニアリングサービス
(株)シマソービ
(株)イトーキ東光製作所
(株)イトーキ北海道
イトーキマルイ工業(株)
三幸ファシリティーズ(株)
(株)エフエム・スタッフ
(株)イトーキシェアードバリュー
新日本システック(株)
(株)ダルトン
GlobalTreehouse(株)
Tarkus Interiors Pte Ltd
Novo Workstyle Asia Limited
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.
他17社

(2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

Knoll Japan(株)
他2社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（Knoll Japan(株)他2社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダルトン他国内子会社5社及びTarkus Interiors Pte Ltdの決算日は9月30日、ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.及び(株)ムトーセーフの決算日は11月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

また、Novo Workstyle Asia Limited他在外子会社8社の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 4～17年
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。
- ⑦ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- ⑧ 関係会社清算損失引当金
関係会社の清算手続きに係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、13年以内で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「賃貸建物等減価償却費」及び「賃貸建物等管理費用」及び「賃借料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. Tarkus Interiors Pte Ltdに関するのれんを含む固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、Tarkus Interiors Pte Ltd (以下「Tarkus 社」という。)に係る有形固定資産116百万円及びのれん901百万円を計上しております。当該のれんは、2016年12月期にシンガポール所在の内装工事会社であるTarkus社の支配を獲得した際に計上したものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしており、連結子会社にあつては主に、それぞれの会社を1つの独立したグルーピングの単位としております。また、これらの固定資産は定期的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と固定資産（のれんを含む）の帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

Tarkus社は、シンガポール国内経済の低迷、新型コロナウイルス感染症などの影響により営業利益率が低下した結果、取得時に経営者が作成した事業計画における営業利益に関して未達成の状況が継続していることから、当連結会計年度において減損の兆候が認められております。

しかしながら、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産（のれんを含む）の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

当該判定に用いた割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられており、新規受注の獲得見込みを含む売上増加や新型コロナウイルス感染症の収束時期などの不確実性が高い仮定を伴っております。

当社グループは当連結会計年度末において、減損の兆候の識別、減損損失の認識にあたっては慎重に検討しており、上記の割引前将来キャッシュ・フローの見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. Novo Workstyle HK Ltd. 及び Novo Workstyle Co., Ltd. の支店並びに Shanghai Allbest Furniture Co., Ltd. 及びその子会社に関するのれんを含む固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、Novo Workstyle HK Ltd. 及び Novo Workstyle Co., Ltd.の支店（以下、2つを合わせて「NWグループ」という。）に係る有形固定資産399百万円、無形固定資産284百万円（のれん266百万円を含む）及び減損損失440百万円並びに Shanghai Allbest Furniture Co., Ltd.及びその子会社（以下「Allbest社」という。）に係る有形固定資産20百万円、無形固定資産221百万円（耐用年数を確定できない無形資産214百万円を含む）及び減損損失305百万円を計上しております。当該のれんは、中国所在の連結子会社である Novo Workstyle Asia Limited（以下「NWA社」という。）が、NWグループ及び Allbest社の支配を獲得した際に計上したものであります。なお、NWグループはオフィス家具の仕入販売を主に行っており、Allbest社はオフィス家具の製造販売を主に行っております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

NWA社は国際財務報告基準を適用しており、NWグループとAllbest社をそれぞれ資金生成単位としております。のれんを含む資金生成単位については、減損の兆候があるときに加え、每期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定しております。

当連結会計年度において、当社グループは、それぞれの資金生成単位に配分されたのれんの減損テストにおける回収可能価額として使用価値を用いております。減損テストを実施した結果、回収可能価額である使用価値が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の認識が必要と判断しております。この使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成したNWグループ及びAllbest社の事業計画を基礎として見積もられており、所在地（中国）の経済成長率や受注の獲得見込みを含む売上増加やコストダウンの施策、新型コロナウイルス感染症の収束時期などの不確実性が高い仮定を伴っております。

当社グループは当連結会計年度末において、使用価値の算定にあたっては慎

重に検討しており、使用価値の見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、連結計算書類の作成時において評価中であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	50,284百万円
(2) 担保に供している資産	
定期預金	100百万円
有形固定資産	
建物及び構築物	799百万円
土地	1,823百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	56百万円
1年内返済予定の長期借入金	454百万円
長期借入金	789百万円
(3) 受取手形割引高	1,043百万円
(4) 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。	
受取手形	97百万円
支払手形	89百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	45,664,437	－	－	45,664,437
合計	45,664,437	－	－	45,664,437
自己株式				
普通株式 (注)	517,704	493	60,200	457,997
合計	517,704	493	60,200	457,997

- (注) 1. 自己株式数の増加493株は、単元未満株式の買取請求による増加493株によるものであります。
2. 自己株式数の減少60,200株は、2021年4月19日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分60,200株によるものであります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回新 株予約権	普通株式	11,377,100	－	－	11,377,100	45
合計			11,377,100	－	－	11,377,100	45

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	586百万円	13円	2020年12月31日	2021年3月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	678百万円	利益剰余金	15円	2021年12月31日	2022年3月25日

(4) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注) 2. 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	17,351	17,351	－
(2) 受取手形及び売掛金	26,783	26,783	－
(3) 電子記録債権	2,059	2,059	－
(4) 有価証券及び投資有価証券	4,754	4,740	△13
(5) 支払手形及び買掛金	12,335	12,335	－
(6) 電子記録債務	6,529	6,529	－
(7) 短期借入金	9,682	9,682	－
(8) 長期借入金（1年内に返済予定のものを含む。）	8,123	8,092	△30
(9) デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (4) 投資有価証券
これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
 - (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (8) 長期借入金（1年内に返済予定のものを含む。）
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
 - (9) デリバティブ取引
為替予約の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債務に含めて記載することとしております。
2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品
非上場株式（連結貸借対照表計上額857百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[減損損失に関する注記]

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	金額
(株)イトーキ	東京都中央区	事業用資産	リース資産(無形)	204百万円
	東京都中央区	事業用資産	その他無形固定資産	463百万円
GlobalTreehouse(株)	東京都港区	事業用資産	建物	259百万円
	東京都港区	事業用資産	工具、器具及び備品	11百万円
	東京都港区	事業用資産	リース資産(有形)	78百万円
	東京都港区	事業用資産	ソフトウェア	149百万円
	東京都港区	事業用資産	その他無形固定資産	77百万円
	東京都港区	事業用資産	差入保証金	48百万円
	東京都港区	事業用資産	長期前払費用	0百万円
Novo Workstyle Asia Limited の子会社	中国香港等	—	のれん	497百万円
	中国香港等	事業用資産	機械装置	56百万円
	中国香港等	事業用資産	工具、器具及び備品	54百万円
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd. の子会社	中国江蘇省	事業用資産	機械装置	110百万円
	中国江蘇省	事業用資産	工具、器具及び備品	25百万円

当社グループは、原則として独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングをしております。

当社の一部の無形固定資産について、将来の使用見込みがないと判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額668百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当社の連結子会社であるGlobalTreehouse(株)は、解散の意思決定により事業用資産における帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額625百万円を減損損失

として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当社の連結子会社であるNovo Workstyle Asia Limitedの子会社2社について、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、のれんについては当該減少額497百万円を、事業用資産については、111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、のれんについては、将来キャッシュ・フローをそれぞれ11.0%及び12.0%で割り引いて算定しております。事業用資産については、将来の使用見込みがないことから回収可能価額をゼロとして評価しております。

当社の連結子会社であるITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd.の子会社について、将来の使用見込みがないと判断した事業用資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額136百万円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額をゼロとして評価しております。

[1株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	992円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円82銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	25円67銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関して今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、当社では現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

株主資本等変動計算書（2021年1月1日から2021年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	5,294	10,832	-	10,832	881	250	1,260	12,230	5,439	20,060
当 期 変 動 額										
剰余金の配当									△586	△586
当期純利益									544	544
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2	-
自己株式の取得										
自己株式の処分			3	3						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	3	3	-	-	△2	-	△40	△42
当 期 末 残 高	5,294	10,832	3	10,836	881	250	1,257	12,230	5,398	20,017

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△182	36,004	471	471	45	36,520
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△586				△586
当期純利益		544				544
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	21	24				24
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△80	△80	-	△80
当期変動額合計	21	△17	△80	△80	-	△98
当 期 末 残 高	△161	35,986	391	391	45	36,422

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等
に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入
法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法
（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切
り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以
降に取得した建物附属設備及び構築物について
は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 11～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販
売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用
のソフトウェアについては、社内における利用可
能期間（5年）に基づく定額法を採用しておりま
す。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑦ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑧ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑨ 関係会社清算損失引当金

関係会社の清算手続きに係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「賃貸建物等減価償却費」及び「賃貸建物等管理費用」及び「賃借料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社株式9,868百万円には、非上場の子会社であるTarkus Interiors Pte Ltd（以下「Tarkus社」という）に対する投資3,322百万円が含まれております。この投資は超過収益力を反映して、同社の1株当たり純資産額を上回る価額で取得したものであります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式については、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となります。

当社は、当事業年度のTarkus社株式の評価損の認識の要否判定の結果、評価損の認識は不要と判断しております。

当社は評価損の認識の要否判定に当たり、将来の超過収益力を反映した当該株式の実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討しております。

実質価額の算定に当たっては、Tarkus社の純資産額に超過収益力を加味しております。将来キャッシュ・フローを基に算定される超過収益力は、経営者が作成したTarkus社の事業計画を基礎として見積もられており、新規受注の獲得見込みを含む売上増加や新型コロナウイルス感染症の収束時期などの不確実性が高い仮定を伴っております。

非上場の子会社の評価損の認識にあたっては、慎重に検討しており、実質価額に関しては、合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	35,924百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	5,356百万円
関係会社に対する長期金銭債権	197百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,796百万円
関係会社に対する長期金銭債務	159百万円
(3) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。	
NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	341百万円
	(18百万円)
	88百万円
	(0百万米ドル)
Novo Workstyle HK Limited	34百万円
	(0百万米ドル)
Tarkus Interiors Pte Ltd	759百万円
	(8百万SGD)
(4) 期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	95百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高

3,709百万円

仕入高

19,353百万円

営業取引以外の取引高

786百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	517,704	493	60,200	457,997
合計	517,704	493	60,200	457,997

- (注) 1. 自己株式数の増加493株は、単元未満株式の買取請求による増加493株によるものであります。
2. 自己株式数の減少60,200株は、2021年4月19日の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分60,200株によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	333百万円
受注損失引当金	3百万円
債務保証損失引当金	80百万円
たな卸資産評価減	71百万円
未払事業税	64百万円
未払事業所税	15百万円
退職給付引当金	985百万円
投資有価証券評価損	456百万円
関係会社株式評価損	2,040百万円
貸倒引当金繰入超過額	1,357百万円
資産除去債務	342百万円
関係会社清算損失引当金	37百万円
その他	427百万円
繰延税金資産小計	6,215百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,240百万円
評価性引当額小計	△3,240百万円
繰延税金資産合計	2,974百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△507百万円
固定資産圧縮積立金	△326百万円
その他有価証券評価差額金	△87百万円
資産除去債務	△255百万円
繰延税金負債合計	△1,176百万円
繰延税金資産の純額	1,797百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びの近親者	山田百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有)直接0.6%	土地の賃借(注2)	1百万円	—	—
	(株) 株式会社 山田百合子	山田百合子の資産管理会社	(被所有)直接0.8%	家屋の賃借(注2)	15百万円	敷金	12百万円
	伊藤文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有)直接2.1%	土地・家屋の賃借(注2)	44百万円	敷金	34百万円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
 2. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。
 3. (株) 山田百合子は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貸金庫等の製造	(所有)直接100.0%	—	仕入先	資金の付	510百万円	短期貸付金(注1)	510百万円
							貸付金の回収	563百万円	長期貸付金(注1)	251百万円
子会社	Global Treehouse(株)	100百万円	企業会員向けの各種プログラムの提供事業	(所有)直接75.5%	3名	販売先	債務保証(注2)	264百万円(注3)	—	—
							資金の付	4,899百万円	短期貸付金(注4)	3,249百万円
							貸付金の回収	3,896百万円	—	—
子会社	NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	2,812万US\$	鋼製家具の製造・販売	(所有)間接100.0%	—	仕入先	債務保証(注2)	430百万円	—	—
							増資	558百万円	—	—

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として696百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は713百万円であります。
 2. 銀行借入につき、債務保証を行なったものであります。
 3. 債務保証の期末残高に対し、当事業年度において264百万円の債務保証損失引当金及び債務保証損失引当金繰入額を計上しております。
 4. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として2,246百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は3,249百万円であります。

[1株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	804円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円04銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[追加情報]

新型コロナウイルスの感染拡大に関して今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、当社では現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。